

大同大学学術情報リポジトリ管理運営要項

(平成 26 年 10 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、大同大学学術情報リポジトリ規程(以下「規程」という。)第 7 条の規定に基づき、大同大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象コンテンツ)

第 2 条 規程第 5 条に定める登録対象のコンテンツは、別表 1 に掲げるものとする。

(登録手続)

第 3 条 規程第 4 条各号に定める者でリポジトリにコンテンツの登録を希望する者(以下「登録申請者」という。)は、コンテンツにリポジトリへの登録承諾書を添えて、別表 1 に掲げる所定の部署へ提出するものとする。

2 コンテンツの登録は、所定の部署が行うものとする。ただし、必要に応じ、図書館長に登録を委任することができる。

(コンテンツの利用)

第 4 条 図書館長は、登録を許可したコンテンツを次に掲げる方法により利用するものとする。

(1) ネットワークを通じて、登録コンテンツを無償で公開する。

(2) 安定的かつ円滑な利用環境を保持し、セキュリティの確保を図るために、バックアップファイルを作成する。

(著作権に係る利用許諾)

第 5 条 登録申請者は、コンテンツの登録に際して、前条に規定するコンテンツの利用について、次のとおり利用許諾手続きを行うものとする。

(1) 著作権が登録申請者のみに帰属している場合は、登録申請者は、前条に規定するコンテンツの利用について、図書館長に許諾するものとする。

(2) 著作権が複数の者に帰属する場合又は登録申請者以外の者に帰属する場合は、登録申請者は、前条に規定するコンテンツの利用について、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得るものとする。

(著作権の帰属)

第 6 条 コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(コンテンツの変更又は削除)

第 7 条 図書館長は、次のいずれかに該当する場合は、登録されたコンテンツを変更又は削除することができる。

(1) 登録申請者から変更又は削除の申請があった場合

(2) 図書委員会において変更又は削除することが適当であると判断した場合

(免責事項)

第 8 条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該登録申請者が負うものとする。

2 本学は、登録されたコンテンツの利用によって生じた利用者のいかなる損害・不利益についても、

一切責任を負わないものとする。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、レポートの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

第1条 この要項は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

第1条 この要項は、2022年4月1日から施行する。

別表1

コンテンツの種別	提出部署
学位論文	教務室
紀要掲載論文	研究・社会連携推進室